

## 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会が設置する勝山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なう。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行なう。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 勝山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 福井県勝山市郡町1丁目1番51号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（兼務） 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 事務職員 1名

必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び1月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内又は利用者宅
  - (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービスガイドライン等
  - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内、利用者宅又は関係機関等
  - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回以上
  - (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準による。
- 3 当事業所は、居宅介護支援として中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としたサービスの提供に努めます。また、介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等における協力体制を確保しています。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は勝山市の区域とする。

(緊急時における対応)

第8条 介護支援専門員は、訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡を行なう等必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(従事者の研修)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、次のとおり研修(外部における研修を含む。)の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止の措置を講じるための担当者の配置
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(秘密の保持)

第11条 介護支援専門員等は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成11年10月1日から施行する。
2. この規程は、平成13年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成15年7月1日から施行する。
4. この規程は、平成17年5月23日から施行する。
5. この規程は、平成18年7月1日から施行する。
6. この規程は、平成20年6月1日から施行する。
7. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成28年6月1日から施行する。
9. この規程は、令和3年6月3日施行し、令和3年4月1日から適用する。
10. この規程は、令和4年9月13日から改定施行し、令和4年9月1日から適用する。
11. この規程は、令和7年6月5日から改定施行し、令和7年7月1日から適用する。